佐渡市災害関連情報集約・提供サービス整備、

及び運用保守業務委託

公募型プロポーザル

実施要領

令和6年5月

佐渡市

## １　はじめに

佐渡市（以下、「本市」という。）では、令和４年度の大雪災害、令和６年能登半島地震に見舞われ、災害発生時に住民が必要とする情報が的確に届けられていないことが課題として浮彫となった。従来の本市が運営している公式ホームページや各種SNSでの情報提供だけでは、住民が的確に・簡便にアクセスするには不十分であるだけでなく、災害関連情報にアクセスできる人に偏りが生じている。このため、本市から発信する情報や民間事業者が提供するライフラインの情報を一元的に、かつ多様な手段でアクセスできるサービスが求められている。

以上のことから、本市住民や本市に来訪する観光客等に対し、本市から発信する災害関連情報や民間事業者が提供するライフラインの状況をタイムリーに提供するサービス（以下、「本サービス」という。）を整備・運営するシステム（以下、「本システム」という。）の調達を実施する。

## ２　業務の概要

（１）業務名称 佐渡市災害関連情報集約・提供サービス整備、及び運用保守業務委託

（２）納入場所 佐渡市役所

（３）運用開始日 令和6年12月18日（予定）

（４）提案上限額 23,163,000円（消費税及び地方消費税込み）

　　本件にかかる提案価格は、本システムの整備初年度から令和8年度末までの運用保守費を合算し、初年度に支払うものとする。

## ３　提案を求める内容

1. 仕様書（別紙）に基づく災害関連情報集約・提供を実現するシステム
2. 実現可能な整備スケジュール、業務実施体制
3. 仕様書（別紙）に記載している内容以外で、有用と考えられる事項
4. 価格（税込）
	1. 初期導入費用、令和8年度末までに要する費用
* システム整備に要する費用（仮運用にかかる費用を含む）
* 運用保守（システム運用・機器・基本ソフト保守管理）に要する費用
* その他個別の作業が発生する場合は対応費用を提案上限価格内に含めること
	+ 本稼働開始から令和8年度末までの運用保守費は提案上限金額に含むものとする。
	1. 令和9年度以降にシステム運用に要する費用（単年度）
* 運用保守（システム運用・機器・基本ソフト保守管理）に要する費用
	+ 令和9年度以降の運用保守費は提案上限金額に含まないが、評価としては含めるため、第9章に記載の内容を参照のうえ提案すること。

## ４　業者選定方法

　　公募型プロポーザル方式により選定する。

## ５　参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者とする。

1. 単独事業者として参加をしようとする場合
	1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
	2. 会社更正法（平成14 年法律第154 号）第17 条第１項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。ただし、同法第199 条第1項若しくは第2項又は第200 条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者を除く。
	3. 民事再生法（平成11 年法律第225 号）第21 条第１項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画認可の決定を受けた者を除く。
	4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77 号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
	5. 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成16 年3月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
	6. 市税の滞納がない者であること。
	7. 業として本プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
	8. JISQ27001（ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
	9. 県、市町村における住民向け防災情報提供に関するシステム稼働実績が他の自治体にてあること。また、本業務で整備するシステムと同様のアーキテクチャにてシステムを整備した経験があること。
	10. 新潟県内に本社または支社を有しており契約主体となること。
	11. 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認める者でないこと。
	12. 本プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加申請書を提出した場合、その組合員は単体として、参加申請書を提出することはできない。

本プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せてア～クの要件を満たす者であること。

1. 共同企業体として参加をしようとする場合
2. 共同企業体の代表構成員が満たすべき条件
	1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
	2. 会社更正法（平成14 年法律第154 号）第17 条第１項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。ただし、同法第199 条第1項若しくは第2項又は第200 条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者を除く。
	3. 民事再生法（平成11 年法律第225 号）第21 条第１項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画認可の決定を受けた者を除く。
	4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77 号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
	5. 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成16 年3月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
	6. 市税の滞納がない者であること。
	7. 業として本プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
	8. JISQ27001（ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
	9. 県、市町村における住民向け防災情報提供に関するシステム稼働実績が他の自治体にてあること。また、本業務で整備するシステムと同様のアーキテクチャにてシステムを整備した経験があること。
	10. 新潟県内に本社または支社を有しており契約主体となること。
	11. 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認める者でないこと。
3. 共同企業体のその他の構成員が満たすべき条件
	1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
	2. 会社更正法（平成14 年法律第154 号）第17 条第１項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。ただし、同法第199 条第1項若しくは第2項又は第200 条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者を除く。
	3. 民事再生法（平成11 年法律第225 号）第21 条第１項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画認可の決定を受けた者を除く。
	4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77 号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
	5. 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成16 年3月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
	6. 市税の滞納がない者であること。
	7. 業として本プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
	8. JISQ27001（ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
	9. 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認める者でないこと。
4. 共同企業体結成にあたっての条件
5. 本プロポーザルに共同企業体として参加申請書を提出した場合、その構成員は単独事業者として、参加申請書を提出することはできない。
6. 共同企業体の構成員は、当該業務に関して複数の共同企業体の構成員となることはできない。

## ６　失格要件

1. 参加資格要件を満たしていない場合。
2. 提出書類が、期限、方法、提出先に適合しない場合。
3. 仕様書（別紙）の条件を満たしていない場合。
4. プレゼンテーション等に出席しなかった場合。

## ７　提出書類等

（１）提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書類名 | 作成上の注意 |
| （ア） | 【様式1】プロポーザル参加申請書 | 参加表明後、やむを得ず辞退する場合は理由を付記した「参加辞退届」（任意様式）を提出すること。 |
| （イ） | 【様式2】会社概要書 |  |
| （ウ） | 【様式3】実績届調書 |  |
| （エ） | 暴力団等の排除に関する誓約書 | 任意様式 |
| （オ） | JISQ27001（ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）の認定証の写し |  |
| （カ） | 見積書 | 任意様式 |
| （キ） | 提案書 | 自由書式（第9章を参照） |
| （ク） | 共同企業体協定書等 | 共同企業体にて提案する場合のみ。責任分界・経費負担割合が明記された協定書等を提出すること。 |

（２）日程等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公募開始 | 令和6年5月8日（水） | 佐渡市ホームページ掲載 |
| 参加申請受付期限（１）提出書類の（ア）～（オ） | 令和6年5月15日（水）17時00分 | 提出書類に記入し、電話連絡のうえ、電子メールで提出すること。※参加表明後に辞退する場合は、「参加辞退届」を提出すること。 |
| 質問の受付及び回答期限 | 令和6年5月15日（水）17時00分 | 【様式4】「質問書」に記入し、電話連絡のうえ、電子メールで提出すること。※メールの件名は「佐渡市災害関連情報集約・提供サービス整備、及び運用保守業務質問書【業者名】」とすること。 |
| 令和6年5月20日（月）17時00分を目処に回答 | 全参加事業者に電子メールで回答 |
| 提案書類等提出期限（１）提出書類の（カ）～（キ） | 令和6年5月27日（月）17時00分 | 本市が発行する「ファイル交換サービス」に資料格納を依頼する。電話連絡のうえ、電子データを格納すること。 |
| プレゼンテーション | 令和6年5月30日（木）13時10分～（予定） | 持ち時間各社30分程度プレゼンテーションは現地開催を基本とし、詳細は別途案内する。 |
| 審査結果 | 令和6年6月初旬 | 電子メールで通知 |

（３）提出先・担当連絡先

　　　　〒952-1292　新潟県佐渡市千種232番地

　佐渡市　総務部　防災課　担当：佐々木、井川

　　　　　Tel：0259-63-3125　E-mail：s-bosai@city.sado.niigata.jp

## ８　提案内容の審査・評価及び業者決定方法

　　審査は、佐渡市災害関連情報集約・提供サービス整備、及び運用保守業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という）において行う。選定委員会は、関係課長級等職員で構成し、提案を総合的に評価する。

 　選定委員会は、提案が仕様書に基づくものであるか、システム機能面に係る技術的な評価を行う。

評価項目と採点内訳については、以下の項目に基づき評価を行うこととし、総得点が最も高い業者を事業予定者とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 評価項目 | 配点 | 提案書・プレゼテーション評価事項 |
| 1 | 会社概要・関連実績 | 5 | 事業者は、本業務を遂行するにあたって十分な業務実績がある。事業者は、他自治体において本業務同等または類似の業務実績がある。 |
| 2 | 業務実施体制・整備スケジュール | 10 | 業務従事者の役割、実績等が明確である。特に、業務従事者は、他自治体において本業務同等または類似の業務実績がある。業務実施体制も踏まえ、整備スケジュールに係る実施内容及び実施方法が具体的であり、本市にとって有益と認められる。 |
| 3 | システム要件 | 25 | 機能要件、非機能要件、セキュリティ対策やデータ連携に係る実施内容及び実施方法が具体的であり、本市にとって有益と認められる。 |
| 4 | 構築作業要件・構築業務管理 | 10 | 本市が指定する構築作業要件、構築業務管理に係る実施内容及び実施方法が具体的であり、本市にとって有益であると認められる。 |
| 5 | テスト要件 | 5 | テストに係る実施内容及び実施方法が具体的であり、本市にとって有益と認められる。 |
| 6 | 操作・運用方法説明 | 5 | 職員への操作・運用方法説明に係る実施内容及び実施方法が具体的であり、本市にとって有益と認められる。 |
| 7 | 運用保守要件 | 10 | システムの運用保守要件に係る実施内容及び実施方法が具体的であり、本市にとって有益と認められる。 |
| 8 | プレゼンテーション | 5 | 分かりやすく説得力のある説明ができている。また、質問に対し、正しく受け答えができている。 |
| 9 | 追加提案 | 10 | 特にシステム要件に対して、提案事業者が独自に追加で提案する内容が本市にとって有益と認められるか。 |
| 10 | 価格 | 15 | 【別紙1】佐渡市災害関連情報集約・提供サービス整備、及び運用保守業務委託公募型プロポーザル評価基準に示す計算式にて算出する。 |

　　ただし、事業予定者が契約を締結しない時、又は、本業務の遂行に支障があると判明し契約を締結しない場合については、次点の事業者と協議を行うこととする。なお、審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。また、提案者は審査結果について異議の申し立てをすることはできない。

# ９　見積・提案書等作成要領

（１）取り扱い等

（ア）提出書類の様式は、原則A4版横長横書きとする。

（イ）記述内容については、専門的知識を有しない者に対する配慮を行い、専門用語や

語句等については、説明文を添える等の工夫をすること。

（ウ）使用ソフトは原則として標準ソフト（Microsoft社製Word、Excel、Powerpoint）とし、その他のソフトを使用する際はPDF形式で収録すること。

（エ）その他留意点

①　提案書等の提出物は返却しない。

②　提案者の記述が特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、提案者が負うものとする。

③　提案書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

④　本件において公表等が特に必要と認められる場合には、本市は提案書の一部又は全部を使用できるものとする。

⑤　見積価格が異常に低い場合等、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適当と認められる場合は、提案者から説明を求め、合理的理由がないと認められた場合は、選定を留保する。

（２）見積書

（ア）見積書の積算根拠が分かるよう、費用内訳を詳細に記入すること。

（イ）見積りを求める範囲は、以下のとおり。

　①システム整備、初年度運用保守

・システム整備、仮運用、初年度運用保守を行うにあたって支払うすべての経費

　②令和7年度の運用保守

　③令和8年度の運用保守

　（ウ）上記に加え、令和9年度以降に継続利用をした場合に支払うすべての経費（単年度）

（３）提案書

　（ア）提案書本文は任意様式とし、用紙枚数は、表紙・目次を除き40ページ以内とする。

（イ）提案書には、次の項目を記した表紙を作成すること。

　①　表題「佐渡市災害関連情報集約・提供サービス整備及び運用保守業務委託」

　　　②　提出年月日

　　　③　事業者名及び代表者名

　　　④　連絡先（担当者名、所属部署名、事業所所在、電話番号、E-mailアドレス）

 （ウ）仕様書（別紙）に示す要件を満たすため、具体的手法や工夫及びスケジュール等を、文章や図表等により簡潔かつ明瞭に記述して提案すること。

なお、提案書の記載については、次の項目に考慮して記載すること。

|  |
| --- |
| 提案記載内容 |
| 会社概要・関連実績 | * 会社概要、認証取得情報、本市におけるシステム導入実績
* 住民向け防災情報提供に関するシステムの稼働実績
* 本業務で整備するシステムと同様のアーキテクチャにてシステムを整備した経験
* 共同企業体・コンソーシアムによる共同提案の場合、構成する各企業の概要、協定にもとづく役割分担など
 |
| システム要件 | * 提案するシステムの形態・構成概要
* 仕様書に示す機能要件に対する実現内容
* 仕様書に示す非機能要件に対する実現内容
* 仕様書に示すセキュリティ要件に対する実現内容
* 仕様書に示すデータ連携要件に対する実現内容
 |
| 構築作業要件・構築作業管理 | * 仕様書に示す構築作業要件における作業項目・役割分担に対する実施内容・実施方法
* 進捗管理、品質管理、課題管理、リスク管理、変更管理、コミュニケーション管理、体制管理の具体的な実施内容、実施方法
 |
| テスト要件 | * 実際の業務運用を想定したテストの実施環境、実施内容、実施方法、使用するテストデータ等
* 本市が主体となって実施する運用試験おける支援内容、支援方法
 |
| 操作・運用説明 | * 作成・提供する操作マニュアル、運用マニュアルの内容
* 本市職員への操作方法・運用方法の説明会の実施方法
* 仮運用期間中の対応内容、対応方法
 |
| 運用保守要件 | * 安定運用を図るためのソフトウェア、セキュリティに関する定期保守の実施内容、トラブルが発生時の対応方法
* 想定外のシステム停止への復旧又は代替手段
* 性能や品質の強化、新たな機能の追加等バージョンアップに関する対応内容
* 問い合わせ対応に関する実施内容・実施方法、受付・回答手段
* インシデント管理・問題管理に関する実施内容・実施方法
 |
| 業務実施体制・整備スケジュール | * 業務遂行にあたっての実施体制、責任者、プロジェクトマネージャー、参画する有識者、業務従事者の資格、経歴・実績・業務経験・経験年数など
* 本システムを整備するにあたっての業務実施スケジュール・工程
 |
| 追加提案 | * 本市が本システムを運営するにあたって、本市にとって有益となる提案内容
* 本市が本システムを用いてサービス提供するにあたって、住民にとって有益となる提案内容
 |

　　　※　提案書に記載する事項で、見積に含まれない内容は明確にすること。

 記載がない場合には提案に含まれるものと判断する。

## １０　提案にあたっての注意事項

（１）次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合がある。

（ア）提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

（イ）記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（ウ）虚偽の内容が記載されているもの

（エ）この実施要領に定める手続以外の方法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接又は間接的に求めた場合

（２）提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、参加者の負担とする。

（３）提出書類等の返却はしない。

（４）書類提出後の提出書類の差替え及び再提出は認めない。

（５）質問受付終了後は、本業務に関しての質問は受け付けない。

（６）本市は、企業の知的財産を守るため、提出された提案書等の資料について公表しな

い。

## １１　その他

1. プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及びその他の守秘すべき情報を他に漏らしてはならない。
2. 提案書等の作成のため本市が配布した資料等は、本市の許可なく公表し、又は使用してはならない。
3. 本プロポーザルへの参加にあたり、参加者に生じた損害等については、本市は一切その責を負わないものとする。
4. 本プロポーザルへの参加者が1者の場合であっても、審査は行うものとする。
5. 公正な選考が確保できないと判断した場合は、選考を中止する場合がある。
6. 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、優先交渉権の資格を取り消し、指名停止等の措置を講ずる場合がある。
7. 参加申請書の提出後に提案を辞退する場合には、辞退する旨及び辞退理由を明記し、電子データ（任意様式）の提出によって行うものとする。
8. 契約予定者と交渉し、随意契約により請負契約を締結する。ただし、契約予定者が辞退した場合及びその他の理由で契約できない場合は、次点の者と交渉する。
9. 公正な選考が確保できないと判断した場合は、選考を中止する場合がある。

【担当部署】

〒952-1232

　新潟県佐渡市千種232番地

　佐渡市　総務部　防災課　担当：佐々木、井川

　Tel：0259-63-3125　 E-mail：s-bosai@city.sado.niigta.jp